

公衆街路灯に係る電気料金の過払いについて

建設局が管理する公衆街路灯の一部について、電力契約の容量変更及び廃止が処理されていなかったため、これらに係る電気料金に、総じて本市の過払いが生じていることが判明しました。このため、公衆街路灯の契約情報や実際の容量について調査を行ったうえで、契約先である関西電力株式会社（以下「関電」という。）と過払い分の精算に係る協議を進めているところであり、現時点での状況を御報告いたします。

※ 当該資料における件数及び金額は令和5年3月3日時点のもの

1 事案の経緯

令和4年5月、大阪府都市整備部の管理する公衆街路灯の電気料金が過払いとなっていた旨の情報提供があった。これを踏まえ、公衆街路灯の契約情報や実際の容量の調査を実施した。

2 調査結果

容量変更及び廃止の処理がされていない公衆街路灯契約があり、本市が支払った電気料金が、総じて過払いとなっていることが判明した。

| 公衆街路灯 契約数 (※1) | うち容量変更漏れ (※2) | うち廃止漏れ (※3) |
|-------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 84,133 件 | 10,555 件 (過払い金 約1億100万円 (※4)) | 191 件 (過払い金 約1,400万円 (※4)) |

※1 令和4年5月20日時点の契約数

※2 容量変更漏れ

LED化等によって公衆街路灯の容量が減少することとなった際に定額料金区分が変更されていなかったため、契約ごとにみた場合、本来よりも高額な電気料金が関電から請求され続け、結果として本市の過払いとなっていたもの

また、本来よりも低額な電気料金が関電から請求され続け、結果として本市の支払いが過少となっていたものもあり、原因等について継続調査中

※3 廃止漏れ

公衆街路灯は現地に存在しないが、契約が廃止されず、関電から当該分の電気料

金が請求され続け、本市の過払いとなっていたもの

※4 関電の算定処理が完了したものを基に本市が算定した概算額

3 処理漏れ発生の原因

(1) 容量変更漏れ

本市では、平成25年度から28年度までの間に、公衆街路灯の大半について、蛍光灯等からLED灯への転換を集中的に実施しており、その際には、各土木事務所から毎月、転換完了分の申請リストを関電（担当営業所）に送付することにより、容量変更の申請手続を行っていた。今回判明した容量変更漏れの大半は、この期間に発生していた。

残存している当時の書類等を調査した結果、本市は総じて適切に申請手続を実施していたことが明らかとなり、関電の社内調査結果も踏まえると、処理漏れの主たる原因は関電側にあるものと推測される。

(2) 廃止漏れ

廃止の際は、電気特定小売供給約款に基づき、電話など口頭により手続することとなっていたため、手続に係る記録等は存在しないが、本市としては、適切に契約の廃止手続を行っていたものと考えている。

4 過払い金の精算に係る関電との協議状況

(1) 容量変更漏れ

関電が社内調査で処理漏れがあったことを確認したもの及びLED転換完了分の申請リストが発見されるなど本市が手続を行っていたことが確認できるもの9,255件分については、本市が支払いを受けることで合意した（概算額：約1億600万円（過払い金約8,800万円及びこれに係る法定利息約1,800万円）（※））。現時点で合意に至っていないものについては、引き続き調査及び協議を実施する。

また、本来よりも低額な電気料金が関電から請求され続け、結果として本市の支払いが過少となっていたものについても、引き続き調査のうえ、対応を協議する。

(2) 廃止漏れ

関電が社内調査で確認した事務処理誤り（二重契約等）21件分については、本市が支払いを受けることで合意した（概算額：約210万円（過払い金約160万円及びこれに係る法定利息約50万円）（※））。現時点で合意に至っていないものについては、引き続き調査及び協議を実施する。

なお、容量変更漏れ及び廃止漏れが判明した公衆街路灯契約については、本市からの依頼に基づき、関電が既に是正処理を完了させている。

※ 関電の算定処理が完了したものを基に本市が算定した概算額

5 今後の対応及び再発防止策

(1) 調査・協議の継続

大阪府など他団体と関電との協議状況等を注視しながら、合意に達していない過払い金も精算されるよう、引き続き調査や協議を進める。

(2) 再発防止策

現在、公衆街路灯に係る毎月の電気料金の請求明細書は、8万を超える全件の料金リストがPDF形式で発行、送付されているが、新設や廃止、容量変更があった箇所を特定して検索できない状態であるなど、電気料金の異同の確認において、相当な困難を来している。

このため、新設・廃止・容量変更の処理及び電気料金の異同の状況について、容易に記録、確認できる仕組みの構築を関電に対して求めているところである。本市においても、こうした仕組みの活用などにより、電気料金請求時の確認を徹底していく。